

京都府動物愛護管理推進計画（中間案）

平成19年12月

京都府保健福祉部

目 次

～ 人と動物が共生する社会の実現に向けて ～	1
第1章 計画の趣旨と基本方針	2
1 趣 旨	2
2 基本視点	2
3 計画の期間	2
4 役割と連携	2
5 施策展開の方向	4
第2章 現状・課題と施策	5
1 所有者責任の徹底	5
(1) 動物飼養に当たっての基本的事項の徹底	5
(2) 犬、猫の適正飼養の徹底	5
ア 犬の登録・狂犬病予防注射	5
イ 犬・猫に関する苦情・相談等	6
ウ 終生飼養の徹底	7
(3) 特定動物の飼養許可及び適正飼養の徹底	8
2 動物取扱業等に対する社会的責任の徹底	8
(1) 動物取扱業	8
(2) 産業動物	9
(3) 実験動物	9
3 人と動物のよりよい関係づくりの推進	10
(1) 幼い頃からの動物愛護教育	10
(2) 地域事情に応じた取組の強化	10
参考 市町村における取組	12
(3) 身体障害者補助犬	12
4 捕獲動物等の返還・譲渡の推進	13
(1) 返還と譲渡	13
(2) 負傷動物の収容	13
5 府民と動物の安全の確保	14
(1) 共通感染症対策	14
(2) 災害時の対策	15
第3章 計画推進に向けて	16
1 実効ある計画のための周知・実施体制	16
2 計画の数値目標	16
3 達成状況を把握し見直す体制	16

～人と動物が共生する社会の実現に向けて～

動物は多くの人々に飼養されておりますが、単なる愛玩の対象ではなく、生活の伴侶として飼う人の心に潤いと安らぎを与え、生きていく上での支えになるものとして、動物を飼うことへの志向は、高まっていくものと考えられます。

動物を飼養するに当たっては、その生命について尊厳を守り、みだりに殺し、傷つけ又は苦しめないように取り扱うとともに、その習性を考慮して適正に取り扱う必要があります。しかし、近隣の人への迷惑や危害を及ぼす行為、あるいは動物を捨てたり、動物を虐待するなどの行為も容易にはなくならない現状にあります。

京都府では、昭和30年代後半から犬の飼養頭数が急速に増え、それに伴い犬害苦情も増加しました。昭和45年度においては、犬による咬傷事故が372件あり、その多くは放し飼い等の飼い犬によるものでありました。また、猫の飼養頭数の増加とともに放し飼いによる苦情や相談も増えてきました。一方、ライオン等の危険動物を飼養する事例も見られるようになり、昭和44年には京都市内でライオンの逸走事件が発生しました。

そのため、京都府では、飼養者の適正管理の自覚を促すとともに、社会的要望に応じるため、昭和46年に「動物の飼養管理に関する条例」を制定しました。条例の中では、「犬のけい留義務」、「危険動物の許可制」、「飼い猫の引取制度」等を規定し、犬以外の動物まで範囲を広げて、動物の適正飼養と管理の徹底に取り組んできました。

その後、法令も整備され、所有者や動物取扱業者の責務等が規定されるとともに、平成17年の改正において、都道府県ごとに動物愛護管理推進計画を策定することが規定され、地域事情に応じた施策により、実効性のある取り組みを行っていくこととなりました。

こうしたことを踏まえ、この動物愛護管理推進計画を策定し、動物の適正飼養及び管理の考え方を徹底するとともに、動物愛護の精神を広く普及し、府民合意の下に、人と動物が共生する社会づくりを目指した様々な取組を行っていきます。

第1章 計画の趣旨と基本方針

1 趣旨

府民一人ひとりが、動物愛護についての理解を深め、所有者等が動物を適正に飼養することを通じて、動物が人と共に生活する存在として府民に広く受け入れられる社会づくりを目標としています。

2 基本視点

人と動物が共生する社会づくりのためには、動物の適切な愛護及び管理に関する府民の間における共通した理解を形成することが大切です。

施策の対象となる動物は様々である上に、府民のライフスタイルや価値観等に深く関わります。そのため、動物愛護管理に関する施策の実現は、府民一人ひとりの理解と協力が必要であり、行政機関、獣医師会、業界団体、府民団体など関係者間の協働が必要です。

また、施策の円滑な推進に向けて地域の実情に合わせた基盤の整備を図る必要があります。

これらのことを踏まえて、次の基本視点として本計画を策定しました。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 府民の動物愛護・管理に関する活動の盛り上げ② 関係者間の協働関係の構築③ 施策の実行を支える基盤の整備 |
|---|

3 計画の期間

計画の期間は、平成20年度から平成29年度までの10年間とします。

4 役割と連携

動物愛護管理に関する課題は、所有者の飼養管理の欠如による近隣への迷惑行為など地域的なものから、狂犬病予防対策、動物の捕獲・収容、動物取扱業の監視指導、特定動物の飼養許可など、広域的・専門的な対応を必要とするものまで様々です。また、それぞれの課題に対しては、京都府、京都市など各市町村、獣医師会、動物愛護団体等の多くの主体が関わっていく必要があります。

京都府は、昭和46年に動物の飼養管理に関する条例を制定して以来、市町村や関係団体と連携した事業を進めてまいりましたが、今後、広く府民に認められる「人と動物の共生する社会づくり」を進めていくためには、所有者と動物の関係に主眼においたものから地域社会との関係に主眼をおいたものに発展させ、各主体の連携・協働による取組を推進していく必要があります。

(1) 府の役割

府は、動物愛護管理法等に基づく動物取扱業の登録、監視指導、動物の捕獲・収容等のほか、動物愛護週間行事等を通じて普及啓発や情報提供に努めるとともに、市町村の動物愛護管理施策や、動物愛護団体、動物愛護推進員、ボランティアなど

による地域に根ざした活動が、府内全域で実施されるように支援し、計画全体の着実な進行を図るコーディネーターとしての役割を果たしていく必要があります。

(2) 市町村の役割

市町村は、狂犬病予防法に基づく犬の登録、狂犬病予防注射の実施を行うなど、動物の愛護と適正飼養に関する所有者の責任の自覚を促し、動物飼養に対する地域住民の理解を促進していくとともに、地域における動物愛護管理の担い手を支援する上でも重要な役割があります。

京都市は上記に加えて、動物取扱業の登録、監視指導、動物の捕獲・収容等の業務を所管しており、府と連携して取り組んでおります。

更に、災害発生時には、市町村が設置する避難所等に、所有者が動物を同行して避難してくることが想定されることから、避難所における動物の取扱いについて一定のルールを設ける必要があります。

(3) 所有者の役割

人と動物が共生する社会づくりのためには、所有者の果たす役割が基本であり、法令を遵守し、動物の生態、習性、生理に応じて生涯にわたり適正に飼養する責務を果たさなければなりません。

また、地域社会のルールを遵守し、飼養動物が地域の一員として受け入れられるよう、主体的に行動することが求められます。

(4) 動物取扱業者の役割

動物の販売業者等の動物取扱業者は、府民に適切な施設で飼養した健康な動物を提供するとともに、購入者に飼養に必要な情報を提供し所有者の責務を醸成するなど、人と動物が共生する社会づくりの一翼を担う社会的な責任があります。

(5) 府民の役割

人と動物が共生する社会づくりは、府民一人ひとりの理解と行動なしには実現できません。

人と同様に命あるものとして動物を愛し、いつくしみ、受容しながら共生できる社会を築いていくことが求められます。

(6) 動物愛護推進員の役割

動物愛護に熱意と識見を有する府民の中から京都府又は京都市が委嘱する動物愛護推進員には、地域における動物愛護の中心的な役割を果たすことが期待されており、府や市町村と協力しながら、動物の愛護と適正飼養についての啓発等を行うことが求められます。

(7) 関係団体、ボランティア等の役割

動物愛護関係団体やボランティアの役割の多くは、動物愛護推進員の役割と共通していますが、とりわけ獣医師会及び動物関係団体は、行政の動物愛護管理施策への協力や独自事業の実施を通じて、人と動物が共生する社会づくりを牽引して行くことが期待されております。

5 施策展開の方向

動物の愛護・管理には多くの人が関わっており、それぞれの関係者がその責任を十分果たしながら、人と動物が共生する地域社会を築いていく必要があります。

このため、取り組むべき主な課題として、次の視点から施策を展開していきます。

○ 所有者責任の徹底

狂犬病などの共通感染症の予防対策の徹底はもとより、地域における動物に関する苦情をなくし、動物の存在が地域の人々によって受容される社会づくりに向けて、適正な飼養管理等、所有者のマナーとルールへの遵守の徹底等を軸に施策展開を行います。

○ 動物取扱業等に対する社会的責任の徹底

動物を飼おうとする多くの人が最初に出会う動物取扱業者が、社会的な自覚を持って所有者育成の担い手としてその役割を果たしていくよう、資質の向上を図るための研修会の実施や適切な監視指導を行うなどにより、事業者の社会的な責任を徹底するための施策を展開します。

○ 人と動物のよりよい関係づくりの推進

人と動物のよりよい関係づくりをめざすため、府と市町村、動物愛護推進員や関係団体とがそれぞれの役割分担のもと、緊密に連携した事業を展開し、地域の実情に応じた多様な取組を推進します。

○ 捕獲動物等の返還・譲渡の推進

適正飼養管理や終生飼養の普及により、放し飼い又は遺棄される動物の減少を目指すとともに、所有者明示の普及や情報提供の促進などにより、捕獲した動物の返還や引き取った動物の譲渡を推進します。

○ 府民と動物の安全確保

人と動物を取り巻く環境変化に伴い、感染リスクが増加している共通感染症への的確な対応や、災害発生を想定した対策を充実させることにより、人と動物の安全を確保します。

第2章 現状・課題と施策

1 所有者責任の徹底

(1) 動物飼養に当たっての基本的事項の徹底

<現状と課題>

動物愛護管理法は、所有者の明示等の所有者の責務について定めていますが、動物愛護に関する世論調査をみると、法の存在や法の内容について知らないと答えたのが79.1%あり、法の周知や動物愛護管理への理解が徹底されていないことが窺えます。

<施策>

- ① 市町村、関係団体及び関係事業者と連携し、動物愛護週間行事等を通じて動物の適正飼養と愛護の普及啓発に努めます。
- ② 府民の動物愛護管理意識の向上のため、ホームページやイベント等により、動物の習性、飼育方法、共通感染症等の情報を提供します。

(2) 犬・猫の適正飼養の徹底

ア 犬の登録・狂犬病予防注射

<現状と課題>

犬の所有者は、狂犬病予防法により、犬を登録し、毎年狂犬病予防注射を受けさせ、鑑札と注射済票を犬の首輪に装着する義務があります。

京都府内における登録頭数は、平成18年度では119,044頭ですが、登録しないで飼養されている犬も多くいるものと考えられます。(ペットフード工業会による調査では、全国の犬の推定飼養頭数に比べて、登録率は約55%)

また、府内で登録されている犬のうち狂犬病予防注射の実施率は65.1%と低くなっております。

鑑札等の装着については、動物世論調査でも装着している人は30.4%で、多くの犬の所有者明示はされておられません。

<施策>

- ① 市町村と協力し、犬の所有者に対する広報紙、個別通知等による周知と強化期間の設定等により、犬の登録及び狂犬病予防注射の実施率を向上させます。
- ② 動物取扱業や動物病院を通じて、鑑札、注射済票やマイクロチップ等の装着を促進します。

イ 犬・猫に関する苦情・相談等

<現状と課題>

保健所や市町村への動物の苦情・相談の多くは、犬・猫に関するもので、犬が41%、猫が59%を占めています。

苦情・相談の内容では、「鳴声・臭気」が最も多くあり、平成18年度は、平成13年度に比較して、犬で1.2倍に、猫で1.7倍に増加しています。

また、発生場所としては集合住宅や人口密集地域での苦情・相談が多く、他の人に迷惑のかからないような飼養管理の徹底や猫の屋内飼養など所有者意識の向上も必要です。特に、犬はしつけ・訓練のできる動物であり、しつけ・訓練することにより、苦情の発生を予防できるとともに、周囲の人と調和した飼養を行うことができます。

近年、犬・猫を多頭飼育し、繁殖制限を行わないため動物が増加し、管理不能となり、近隣へ迷惑を及ぼす多頭飼育の例も発生しています。

【犬の苦情件数】

(年度)

区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18
鳴声・臭気	490	571	699	579	525	601
放し飼い	320	330	279	282	278	211
家屋等荒らし	74	61	56	131	108	44
捕獲依頼	839	720	677	530	490	403
その他	297	328	383	274	282	419
合計	2,020	2,010	2,094	1,796	1,683	1,678

【猫の苦情件数】

(年度)

区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18
鳴声・臭気	464	573	530	594	578	776
放し飼い	219	192	163	98	206	260
家屋等荒らし	187	251	213	287	314	527
捕獲依頼	614	503	653	585	371	585
その他	556	766	562	487	423	312
合計	2,040	2,285	2,121	2,051	1,892	2,460

<施策>

- ① 適正飼養や繁殖制限に関する啓発物を作成し、動物病院や動物取扱業者を通じて、所有者に情報提供します。
- ② 集合住宅での動物飼養のあり方に関するガイドラインを作成し、住宅販売業者や地元自治会を通じて所有者に配布します。
- ③ 犬のしつけ方教室の開催や優良所有者表彰の実施により、所有者のモラル、マナーの向上を図ります。
- ④ 「猫と共生するためのセミナー」の開催や啓発物の配布等により、猫の室内飼育、不妊去勢手術及び個体標識の装着の普及を図ります。
- ⑤ 飼養能力以上の多頭飼育の防止や危険性について普及啓発します。

ウ 終生飼養の徹底

<現状と課題>

○引取

犬の引取数は、平成2年度の6,591頭が平成18年度には846頭と顕著に減少しています。また、猫では平成2年度の19,704頭をピークに平成18年度には6,172頭と約半数以下に減少しています。

しかしながら、近年、動物の寿命が延びたことにより高齢動物の引取は増加しており、保健所や市町村で引き取る際の引取書に記載される理由は、病気、高齢犬による衰弱、介護管理の困難性が多くみられます。

【引取頭数の推移】

(単位:頭)

年度	H2	H7	H12	H17	H18
犬	6,591	3,427	1,634	816	846
猫	19,704	16,485	11,523	6,182	6,172

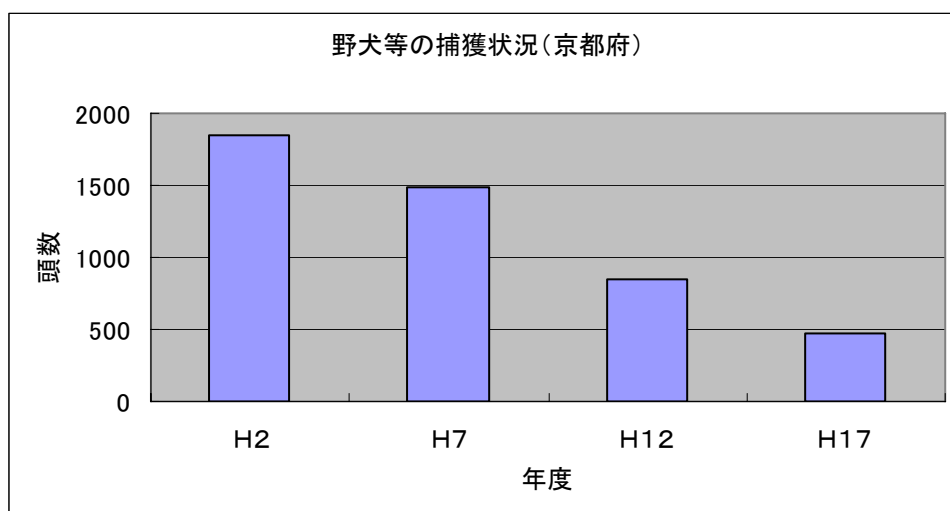
【引取における子犬・子猫の割合】

(単位:頭)

区分	引取頭数 (A)	うち子犬・子猫 (B)	割合(B/A)
犬	846	263	31%
猫	6,172	5,236	85%

○捕獲

飼養モラルの向上により、野犬等の捕獲頭数については平成2年度の1,847頭が平成18年度には384頭に減少していますが、野犬化による咬傷などの事故を防止する必要があります。



<施策>

- ① 引取時に終生飼養について指導し、飼養者の安易な犬・猫の処分を防止

- します。
- ② 高齢動物の飼養方法や終生医療等に関するガイドブックを作成し、動物病院や動物取扱業者を通じて所有者に配布します。
 - ③ 犬のけい留の徹底と遺棄の防止について普及啓発します。

(3) 特定動物の飼養許可及び適正飼養の徹底

<現状と課題>

特定動物については、個体識別装置の装着や5年間毎に許可を受けることが義務付けられています。現在、特定動物は、動物園等の16施設において飼養されております。

特定動物は、檻等の中で飼養し、逸走防止措置をとることとされています。ワニガメ等が街中で発見される事例もありますが、所有者は判明しない場合が多く、飼養管理の徹底が必要です。

【特定動物の許可状況】(平成19年6月現在)

種類	サル 10種	クマ 3種	猫科 4種	象 1種	カバ 1種	キリン 1種	猛禽 3種	ワニ 3種	ヘビ 5種	合計 31種
頭数	78	6	6	1	2	2	7	5	19	126

<施策>

- ① 特定動物の許可制度について、ホームページや動物取扱業者への資料配付等により徹底するとともに、所有者に対する定期的な立入指導を行います。

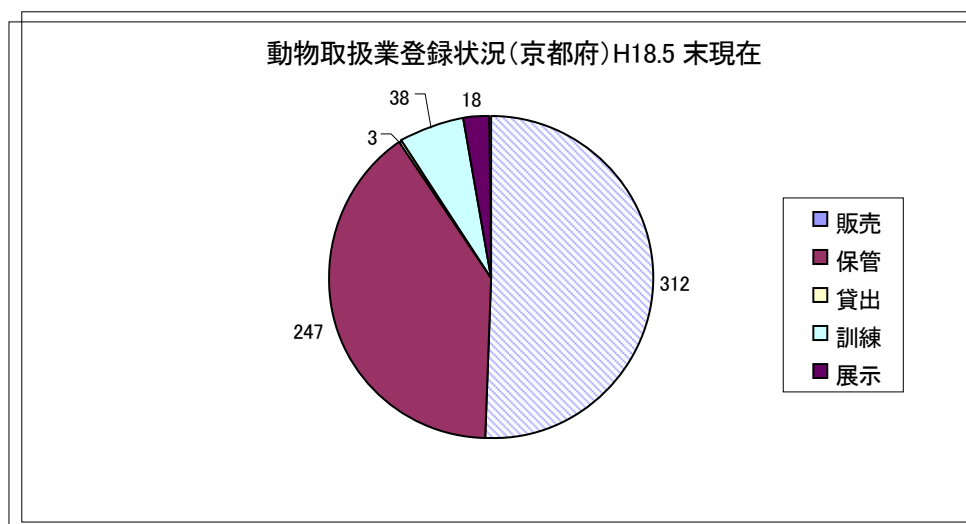
2 動物取扱業等に対する社会的責任の徹底

(1) 動物取扱業

<現状と課題>

動物取扱業は、5年ごとに登録するとともに、事業所ごとに動物取扱責任者を選任し、行政が実施する研修を受講させる必要があります。併せて、動物の購入者に対して動物の特性及び状態、飼育方法等について事前説明すること及び販売記録の保管が義務付けられ、悪質な業者に対しては、登録抹消等を行うこととなります。府内での動物取扱業は475施設が登録しております。

また、動物取扱従事者についても、動物取扱いに係る知識や技術のレベルアップが必要です。



<施策>

- ① 動物取扱業者団体と協働し、意識向上のための事業者研修を実施します。
- ② 動物取扱業に対する計画的な立入監視、指導により、適正に業務が行われているかチェックするとともに、飼養方法や犬の登録義務等について事前説明をすること等について徹底します。
- ③ 専門家や外部講師による動物取扱責任者研修会を充実します。

(2) 産業動物

<現状と課題>

産業動物（牛、馬、豚、鶏等の家畜・家禽）の府内の飼養状況は次のとおりです。家畜保健衛生所の指導の下に事業者等は適正な飼養に努めています。

【飼養頭数】（平成19年2月現在）

畜種	乳用牛	肉用牛	豚	馬等	山羊等	イシ	合計
飼養戸数	113	145	20	46	32	8	364
飼養頭数	6,010	7,392	15,449	368	225	52	29,496
	13,402						

畜種	採卵鶏	ブロイラー	種鶏	アヒル・アガモ	合計
飼養戸数	1,176	51	5	105	1,337
飼養頭数	1,758,063	577,243	43,076	24,757	2,403,139

<施策>

- ① 「産業動物の飼養及び保管基準」について、関係機関と連携し、徹底します。

(3) 実験動物

<現状と課題>

実験動物は、実験等の利用に供するため飼養又は保管されるほ乳類及び

鳥類のことで、現在、その対策は国では文部科学行政の一環として進められております。

<施策>

- ① 「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減の基準」や「3Rの原則」について、国や関係機関と連携して、徹底します。

※「3Rの原則」

国際的に普及、定着している動物実験を行う際に留意すべき事項で「苦痛の軽減(Refinement)」、「使用数の削減(Reduction)」及び「代替法の活用(Replacement)」をいいます。

3 人と動物のよりよい関係づくりの推進

(1) 幼い頃からの動物愛護教育

<現状と課題>

動物愛護については、小さいときから動物を通じて生命尊重などを学び、経験することが大切ですが、こどもは動物と接する機会や場所が少なくなっており、動物を愛し接する術を身につけることが難しくなっています。

こうした中で、こどもたちが動物とふれあう機会をつくっていくことが必要です。

【府民向け事業実績】

事業	対象	平成18年度結果
動物ふれあい教室	保育所・幼稚園	25施設 (2,197人)
動物訪問事業	老人ホーム等	7施設 (422名)
犬のしつけ方教室	飼い主	実技 11回(86名) 講習 11回(118名)

<施策>

- ① 市町村、教育委員会と連携し、保育所、幼稚園、小学校等での「動物ふれあい教室」、学校飼育動物活動等を実施します。

(2) 地域事情に応じた取組の強化

<現状と課題>

地域における動物愛護活動の中心的な役割を果たす動物愛護推進員は獣医師等120名を委嘱しています。

推進員に対しては、動物愛護推進協議会を設置して研修会を実施するなど活動の支援を行っており、推進員活動の活発化が期待されます。

動物愛護に関心を持ち動物愛護ボランティアに参加したいと考える府民は多く、飼養相談等の活動がみられますが、相互の連携は少なく、これらの活動

を結びつけていく必要があります。

【動物愛護推進員の推移】

(単位：人)

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
人数	81	87	90	83	117	107	120

【地域動物愛護管理推進組織】

区 分		対 象 地 域
京都市動物愛護推進協議会		京都市
京 都 府 動 物 愛 護 推 進 協 議 会	犬の適正飼養推進乙訓連絡協議会	向日市、長岡京市、大山崎町
	山城北犬の適正飼養推進連絡協議会	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺町、久御山町、宇治田原町、井手町
	相楽犬の適正飼養推進協議会	木津川市、精華町、笠置町、和束町、南山城村
	動物愛護推進亀岡地区協議会	亀岡市
	船井郡犬の適正飼養推進連絡協議会	南丹市、京丹波町
	中丹動物愛護推進協議会	福知山市、舞鶴市、綾部市
	丹後動物愛護推進協議会	宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町

< 施策 >

- ① 市町村や地域住民の主催する動物適正飼養講習会等への講師派遣等を通じて、地域活動を促進し社会的な協働意識の醸成を図ります。
- ② 市町村等関係機関、動物関係協議会や動物愛護推進員等と連携し、動物愛護に関するイベントなど地域における啓発事業を行います。
- ③ 府民の自主活動が重要であることから、ボランティアとの連携を進め、自主活動を支援します。

参考 市町村における取組

市町村における取組みとしては、散歩時の犬の糞放置を防止するための条例制定や広報誌での啓発、街角に掲示する看板の設置などともに、保健所と連携して苦情対応や指導を行っております。

【市町村における動物愛護管理関係条例の現状】

区 分	条 例 名	対象動物	施 行 日
京都市	京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例	犬	昭和56年10月
京田辺市	まちをきれいにする条例	犬	平成10年10月
亀岡市	環境美化条例	飼い犬等	平成17年 3月
城陽市	飼い犬のふん害の防止に関する条例	犬	平成17年 4月
与謝野町	まちを美しくする条例	犬、猫	平成18年 3月
八幡市	美しいまちづくりに関する条例	犬、猫	平成18年 3月
長岡京市	まちをきれいにする条例	愛玩動物	平成18年 7月
木津川市	空き缶等のポイ捨て、飼い犬のフン放置、落書きのない美しいまちづくりを推進する条例	犬	平成19年 3月
宇治田原町	まちをきれいにする条例	犬	平成19年 4月

(3) 身体障害者補助犬

<現状と課題>

身体障害者補助犬法が制定され、身体障害者が国等の管理する施設、公共交通機関及び不特定多数の人が利用する施設等を利用する場合に、身体障害者補助犬を同伴することができるようになりました。

また、平成19年度の法改正により、公共施設等を除く事業所・事務所についても、常時雇用労働者が56人以上である場合は、補助犬同伴利用の受入れが義務化されたことから、周知を十分行うとともに、受入れに対する理解を進める必要があります。

<施策>

- ① 身体障害者補助犬の社会的な役割について、啓発するとともに、同伴可能な施設への「ほじょ犬マーク」の掲示を進めるため、対象施設への資料配布等を行います。
- ② 常時雇用労働者が56人以上の事業所・事務所について法改正の内容を周知徹底します。
- ③ 補助犬同伴利用の受入れに係る苦情相談等に対応するため、府及び京都市に苦情相談窓口を設置します。

4 捕獲動物等の返還・譲渡の推進

(1) 返還と譲渡

<現状と課題>

捕獲された犬を所有者に返還する割合は、平成18年度で32%であり年々向上しています。引取った犬・猫については、平成18年度で犬200頭、猫4頭を新しい飼い主に譲渡しました。

譲渡を希望する人の多くは子犬を希望し、成犬の希望は少ない現状にあります。近年、子犬の引取数が減少しているため、譲渡頭数は増加していません。また、猫の譲渡率が極めて低いのは、生後間もない子猫が多く飼育が困難なことから、成猫の譲渡希望が少ないためです。

【捕獲に対する返還割合】 (単位:頭)

年 度	H2	H7	H12	H17	H18
捕獲頭数(A)	1,847	1,481	846	471	384
返還頭数(B)	156	166	149	109	122
割合(B/A)	8%	11%	18%	23%	32%

【譲渡の状況】 (単位:頭)

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18
犬	253	207	227	218	155	200
猫	0	9	21	9	11	4
計	253	216	248	227	166	204

<施策>

- ① 市町村、警察等との情報共有化やホームページ等による返還及び譲渡の促進を図ります。
- ② 犬・猫の譲渡時の講習会を充実させます。

(2) 負傷動物の収容

<現状と課題>

所有者の判明しない負傷動物の収容は、京都府内（京都市内を除く）は京都府動物愛護管理センター（京都市西京区）、京都市内は京都市家庭動物相談所（京都市南区）で行っています。負傷動物の収容は平成18年度116頭であり、そのうち猫が108頭と90%以上を占めています。

負傷動物の多くは衰弱や交通事故などの外傷等によるものですが、京都府内は地形的に南北の距離があるため、負傷した動物を北部地域から動物愛護管理センターに搬入する場合は、時間がかかります。

【負傷動物の収容推移】

(単位:頭)

年 度	H13	H14	H15	H16	H17	H18
犬	7	15	16	14	7	8
猫	53	89	144	109	81	108
その他				1	1	
合 計	60	104	160	124	89	116

＜施策＞

- ① 獣医師会の協力を得て、広く負傷動物の治療体制を整えるとともに、動物愛護管理センターの治療技術の向上を図ります。

5 府民と動物の安全の確保

(1) 共通感染症対策

＜現状と課題＞

狂犬病などの共通感染症は、人と動物が同じ病原体により発症する感染症です。屋内飼養など動物と密着して暮らす今日、所有者等は十分配慮して動物から感染しないよう飼養する必要があります。

京都府では、人と動物の共通感染症の予防対策として、動物の飼養者や動物取扱業者を対象とした、パンフレットやホームページ等の広報媒体による予防啓発に取り組んでおりますが、より一層徹底する必要があります。

狂犬病対策としては、疑いのある犬等が発見された場合に迅速で的確な対応を行うため、狂犬病対応マニュアルの徹底、関係機関等との連携強化が必要です。

併せて、感染症等の対策に従事する職員の専門性を高めておく必要もあります。

＜施策＞

- ① 共通感染症に関する正しい知識や動物の予防ワクチンの接種等に関するパンフレットを作成し、動物病院や動物取扱業者を通じて、所有者に情報提供を行います。
- ② 「狂犬病対応マニュアル」に基づく説明会や模擬訓練により、市町村、獣医師会等との協力体制の強化を図ります。
- ③ 京都舞鶴港において、海外からの狂犬病罹患犬等の上陸を防止するため、定期的な巡回監視や外航船員への啓発物の配布等を行います。
- ④ 「共通感染症予防連絡調整会議」の開催を通じて、府医師会及び獣医師会並びに府関係機関等との情報交換や協力体制の確保を図ります。
- ⑤ 獣医師会の協力により実施している「動物感染症サーベイランス事業」を充実し、共通感染症の発生動向の把握に努めます。
- ⑥ 国等が実施する感染症に係る研修や講習会の受講により、関係職員の専門知識の習得や検査技術の向上を図ります。

(2) 災害時の対策

<現状と課題>

地震などの災害発生時には、被災した人の救護とともに、動物の救護、危害防止等の観点から、被災動物の収容及び餌の確保等の救護体制の確立、特定動物の逸走防止対策が必要になります。

このため、地域防災計画においては、被災時の家庭動物の保護及び収容対策について、関係機関、団体と連携・協働して対処することを定めておりますが、具体的な行動マニュアルを整備することが必要です。また、動物の所有者も日頃から災害に対する備えをしておく必要があります。

<施策>

- ① 災害時の動物の救護、特定動物の逸走防止のため「動物救護マニュアル」を作成します。
- ② ガイドブック、広報誌等により、動物所有者に災害時の飼養管理に係る普及啓発を図ります。

第3章 計画推進に向けて

1 実効ある計画のための周知・実施体制

市町村、関係機関及び関係団体に通知するとともに、相互連携を推進し、適正な役割分担のもと、定期的な協議や協働事業を実施し、その内容を広く府民に周知し、計画に対する理解と協力を得られるように努めます。

2 計画の数値目標

指 標	方 向	数 値 指 標	1 9 年 度
犬・猫の引取数	減 少 ↓	3, 6 5 0 頭 (5 0 % 減)	7, 3 0 0 頭
犬・猫等の苦情数	減 少 ↓	2, 6 0 0 件 (3 0 % 減)	3, 8 0 0 件
引取犬の譲渡割合	増 加 ↑	3 0 %	2 0 %
引取猫の譲渡割合	増 加 ↑	1 . 0 %	0 . 2 %
狂犬病予防注射 実施率	増 加 ↑	7 5 . 0 %	6 5 . 1 %

3 達成状況を把握し見直す体制

本計画の達成状況は関係団体等と分析、評価を行い、5年後を目途に、その状況をふまえ計画の見直しを行います。